

【令和3年・4年度】

嘉手納町 測量及び建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査 申請書提出要領

【お問合せ先】

住 所 : 嘉手納町役場3階 都市建設課
住 所 : 〒904-0293 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588
電 話 番 号 : 098-956-1111(内線335)
F A X : 098-956-9508
ホームページ : <http://www.town.kadena.okinawa.jp/>
メールアドレス : kanri@town.kadena.okinawa.jp

1.申請の方法

(1) 受付期間

令和3年2月1日(月曜日)から令和3年2月26日(金曜日)

(2) 提出方法

郵送のみ (令和3年2月26日 消印有効)

※窓口への持参不可

※例年、窓口にて受付を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送のみとします。

※入札参加資格審査の提出要領及び申請書等様式につきましては、窓口での配布は行いませんので、嘉手納町ホームページより取得して下さい。

(3) 提出書類一覧表

提出書類は下記のとおりです。

●提出書類一覧表

※各種証明書の写しは令和2年9月1日以降のものとしします。

※県様式を編集、流用できる方はNo1～6の宛名等を修正して提出して下さい。(県に提出した書類の写しではありません) 県様式を編集、流用が出来ない方は嘉手納町ホームページ内の様式を使用して下さい。

No	提出書類など	備考
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)(県様式1) ※又は嘉手納町ホームページ内の【(コンサルタント)様式】の様式1を使用	申請時現在の状況を記入 必ず代表者印を押印すること
2	業者カード(県様式) ※又は嘉手納町ホームページ内の【(コンサルタント)業者カード】を使用	様式中の「希望業務内容」については、嘉手納町において希望する業種を記入すること
3	技術職員有資格者名簿(県様式) ※又は嘉手納町ホームページ内の【(コンサルタント)様式】の技術職員有資格者名簿を使用	令和2年12月1日現在で在籍する常勤の技術者を記載 <u>県外業者提出必要なし</u>

4	経営規模等総括表(県様式2) ※又は嘉手納町ホームページ内の【(コンサルタント)様式】の様式2を使用	測量等実績高について、直前2年の決算額及びその平均実績高(税抜き)を希望する業種ごとに記入
5	測量等実績調書(直前2年分)(県様式3) ※又は嘉手納町ホームページ内の(コンサルタント)様式】の様式3を使用	入札参加を希望する業種ごとに作成。
6	営業経歴書(県様式4) ※又は嘉手納町ホームページ内の【(コンサルタント)様式】の様式4を使用	創業年月及び創業後の沿革を記入。
7	商業登記簿謄本の写し	法人事業の場合に限る (個人事業の場合は身分証明書)
8	業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)の写し(※1)	p5.2(2)留意事項の①から③に掲げる業務を希望する場合は必ず提出。それ以外は業者(事務所)登録を行っている場合に提出。
9	財務諸表(直前2年分)	税務申告した決算書の写しでも可
10	本社所在市町村の市町村税納税証明書「*業者名義で支払う税(特別徴収税を除く)」 ※直前2期分	納税証明書「滞納税額がないことの証明書」 写しでも可 <u>県内業者のみ</u>
11	県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税。「*業者名義で支払う税」 ※直前2期分)	納税証明書「滞納税額がないことの証明書」写しでも可
12	国税納税証明書(法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)	未納税額がないことの証明書 写しでも可
13	No3.「技術職員有資格者名簿」(県第3号様式)に記載のある技術職員の保有資格の合格証明書の写し又は免状の写し	別表有資格区分コード表にない資格の合格証明書等の写しは不要 <u>県外業者提出必要なし</u>
14	No3.「技術職員有資格者名簿」(県第3号様式)に記載のある技術職員の健康保険・厚生年金保険にかかる標準報酬の決定を通知する書面の写し	個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は雇用保険被保険者証の写しを提出 <u>県外業者提出必要なし</u>
15	健康保険、厚生年金保険加入証明書または社会保険料納入確認書の写し	直近の領収証の写しでも可
16	労働保険加入証明書の写し	同上
17	支店・営業所等設置届出書(<u>嘉手納町内に本店、支店、営業所等がある場合のみ</u>)(※2)	町様式あり 本様式はフラットファイルに綴らず提出すること

18	84 円切手を貼り、返信先の宛名を記入した返信用封筒	・受付表送付用 … 1枚 ・合格通知書送付用 … 1枚 <u>合計 2枚</u>
----	----------------------------	--

※ 1 業者(事務所)の登録通知書(又は証明書)

営業に関し、法律等に基づく登録の証明書を添付。(写しでも良い)

- (イ) 測量業者登録証明書
- (ロ) 建築士事務所登録証明書
- (ハ) 建設コンサルタント登録証明書
- (ニ) 地質調査業者登録証明書
- (ホ) 補償コンサルタント登録証明書
- (ヘ) 不動産鑑定業者登録証明書
- (ト) 計量証明事業者登録証明書

※ 2 No17 営業所等設置届出書の様式については、嘉手納町ホームページよりダウンロードしてください。

(4) 申請書類の提出方法

- ① 申請書類は、黄色のA4 ファイル（紙製の物）に綴って下さい。
- ② 表紙と背表紙に、「令和3年・4年度入札参加資格申請書（コンサル）」・商号（会社名）を記載して下さい。
- ③ 前記 ③ 提出書類一覧表に付されている番号順に、インデックスに番号を付けてください。
- ④ ③のインデックスは、必ず、しきり紙（間紙）にインデックスを貼付してください。
- ⑤ 提出書類一覧表の No. 17 営業所等設置届出書、No. 18 返信用封筒についてはファイルには綴らずに提出をお願いします。

(5) 提出部数

1部

(6) 結果の通知

書類一式を受付する際、「令和3年・4年度入札参加資格申請書受付票」を発行いたします。

受付後、町にて提出書類一式を確認した後、既に提出した書類に不備がなければ、本町の入札参加適格合格通知書を発行いたします。

(7) 申請書提出後の変更届

入札参加資格審査申請後、次の事項に変更等があった場合は速やかに変更届出書(県様式を使用)1部を提出して下さい。

※業者控への受付を希望する方は、控え用と判別出来る様、「控え」等の表記をして下さい。また、返信封筒に宛先を明記の上、切手を貼付し同封して下さい。

●届出を要する変更事項一覧表

※必ず変更届出書(県様式)を添付してください。

変更事項	添付(確認)書類
商号変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県5号様式)だけでよい。)
所在地	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県5号様式)だけでよい。)
代表者	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県5号様式)だけでよい。)
電話番号及びファックス番号	変更届出書(県5号様式)だけでよい。
業務停止又は廃業	変更届出書(県5号様式)だけでよい。
組織変更	商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。個人業者の場合は変更届出書(県5号様式)だけでよい。)
業者登録の変更	該当事項について確認できる書類。写しでも可。
入札参加資格継承申請	建設工事入札参加資格継承書(県第6号様式)及び商業登記簿(法人業者のみ。写しでも可。)
個人業者から法人業者への変更(代表者が変わらない場合)	商業登記簿(写しでも可)

2. 測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請要件等

(1) 測量及び建設コンサルタント業務等入札参加資格申請要件

次の各項目を全て満たしていることが入札参加資格審査の申請要件です。

- ① 社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること
（個人事業で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く）
- ② 雇用保険に加入していること
（適用が除外されている場合を除く）
- ③ 営業を開始して1年を経過している者
- ④ 申請する業種区分(測量、建築関係建設コンサル、土木関係建設コンサル、地質調査、補償関係コンサル、調査業務)について、直前2年の確定した年間平均実績高があること
- ⑤ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑥ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること
 - ア 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- ⑦ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 嘉手納町暴力団排除条例（平成23年嘉手納町条例第9号）第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(2) 留意事項

- ① 測量業務(測量一般、地図の調整、航空測量)を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。
- ④ 入札参加資格審査を申請した者が次のアからウに該当するときは資格の登録を行わないこと、あるいは資格の登録を取り消すことがあります。
 - ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
 - イ 審査の為の実態調査に応じなかったとき。
 - ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- ⑤ 名簿登録の有効期間は登録の日から令和5年3月31日までとします。

⑥ 令和5年・6年度の新規受付は令和5年2月を予定しています。

(3) 業種区分

申請に係る業種区分は次のとおりです。

- ① 測量
- ② 建築関係建設コンサルタント
- ③ 土木関係建設コンサルタント
- ④ 地質調査
- ⑤ 補償関係コンサルタント
- ⑥ 調査業務

別表 有資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）

業種区分	資格区分	コード	資格名	確認書類	根拠法例等
測量	測量士	107	測量士	合格証明書又は登録証明書の写し	測量法
	測量士補	208	測量士補		測量法
建築	一級建築士	137	一級建築士	免許証の写し	建築士法
	設備設計一級建築士	078	設備設計一級建築士	建築士証の写し	建築士法
	構造設計一級建築士	079	構造設計一級建築士		建築士法
	二級建築士	238	二級建築士	免許証の写し	建築士法
	その他資格者	062	建築設備士	合格証書の写し	建築士法
		064	建築構造士	登録証の写し	民間資格
		076	建築積算士（建築積算資格者）		民間資格
		080	建築コスト管理士		民間資格
設備	電気系資格者	127	一級電気工事施工管理技士		合格証明書の写し
		228	二級電気工事施工管理技士	建設業法	
		155	第一種電気工事士	免状の写し	電気工事士法
		256	第二種電気工事士		電気工事士法
		258	電気主任技術者（第1種～第3種）	資格者証の写し	電気事業法
		268	甲種消防設備士（第四類）	免状の写し	消防法
	269	乙種消防設備士（第四類及び第七類）	消防法		
	機械系資格者	129	一級管工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
		230	二級管工事施工管理技士		建設業法
		168	甲種消防設備士（第四類を除く）	免状の写し	消防法
		169	乙種消防設備士（第四類及び第七類を除く）		消防法
		265	給水装置工事主任技術者		水道法
土木	技術士	701	技術士：機械部門	登録証の写し	技術士法

		702	技術士：船舶・海洋部門		技術士法
		703	技術士：航空・宇宙部門		技術士法
		704	技術士：電気電子部門		技術士法
		705	技術士：化学部門		技術士法
		706	技術士：繊維部門		技術士法
		707	技術士：金属部門		技術士法
		708	技術士：資源工学部門		技術士法
		722	技術士：建設部門(土質及び基礎)		技術士法
		723	技術士：建設部門(鋼構造及びコンクリート)		技術士法
		724	技術士：建設部門(都市及び地方計画)		技術士法
		725	技術士：建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)		技術士法
		726	技術士：建設部門(港湾及び空港)		技術士法
		727	技術士：建設部門(電力土木)		技術士法
		728	技術士：建設部門(道路)		技術士法
		729	技術士：建設部門(鉄道)		技術士法
		730	技術士：建設部門(トンネル)		技術士法
		731	技術士：建設部門(施行計画、施工設備及び積算)		技術士法
		732	技術士：建設部門(建設環境)		技術士法
		710	技術士：上下水道部門		技術士法
		711	技術士：衛生工学部門		技術士法
		712	技術士：農業部門		技術士法
		713	技術士：森林部門		技術士法
		714	技術士：水産部門		技術士法
		715	技術士：経営工学部門		技術士法
		716	技術士：情報工学部門	登録証の写し	技術士法
		717	技術士：応用理学部門		技術士法
		718	技術士：生物工学部門		技術士法
		719	技術士：環境部門		技術士法
		720	技術士：原子力・放射線部門		技術士法
		721	技術士：総合技術管理部門		技術士法
	RCCM	751	RCCM：河川、砂防及び海岸・海洋部門		民間資格
		752	RCCM：港湾及び空港部門		民間資格
		753	RCCM：電力土木部門		民間資格
		754	RCCM：道路部門		民間資格

		755	RCCM：鉄道部門		民間資格				
		756	RCCM：上水道及び工業用水道部門		民間資格				
		757	RCCM：下水道部門		民間資格				
		758	RCCM：農業土木部門		民間資格				
		759	RCCM：森林土木部門		民間資格				
		760	RCCM：水産土木部門		民間資格				
		761	RCCM：廃棄物部門		民間資格				
		762	RCCM：造園部門		民間資格				
		763	RCCM：都市計画及び地方計画部門		民間資格				
		764	RCCM：地質部門		民間資格				
		765	RCCM：土質及び基礎部門		民間資格				
		766	RCCM：鋼構造物及びコンクリート部門		民間資格				
		767	RCCM：トンネル部門		民間資格				
		768	RCCM：施工計画、施工設備及び積算部門		民間資格				
		769	RCCM：建設環境部門		民間資格				
		770	RCCM：機械部門		民間資格				
		771	RCCM：電気電子部門		民間資格				
		一級土木施工管理技士	二級土木施工管理技士		その他資格者	113	一級土木施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
						214	二級土木施工管理技士（土木）		建設業法
215	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）			建設業法					
216	二級土木施工管理技士（薬液注入）			建設業法					
061	081			地すべり防止工事士		登録証の写し	大臣認定		
		コンクリート診断士	民間資格						
補償	補償業務管理士		071	不動産鑑定士	登録証明書の写し	不動産鑑定評価法			
			801	補償業務管理士：土地調査部門		民間資格			
			802	補償業務管理士：土地評価部門		民間資格			
			803	補償業務管理士：物件部門		民間資格			
			804	補償業務管理士：機械工作物部門		民間資格			
			805	補償業務管理士：営業補償・特殊補償部門		民間資格			
			806	補償業務管理士：事業損失部門		民間資格			
			807	補償業務管理士：補償関連部門		民間資格			
			808	補償業務管理士：総合補償部門		民間資格			
			073	土地区画整理士		合格証明書の写し	土地区画整理法		

	公共用地取得実務経験者	099	—	—	—
地質	地質調査技士	074	地質調査技士	カードの写し	大臣認定
調査	環境計量士	075	環境計量士	登録証の写し	計量法
	港湾海洋調査士	077	港湾海洋調査士 (危険物探査部門)		民間資格
	磁気調査技士	072	磁気調査技士	認定証の写し	民間資格